

Q & A

(災害補償課)

Q

通信員が救急自動車の誘導を要請した場合について

傷病者が発生した現場付近から119番通報した者が、消防本部の通信員の要請に基づき、救急自動車を傷病者のところへ誘導していたとき、当該通報者が誘導により負傷した場合、救急業務協力者としての補償の適用がありますか。

A

救急隊員が、緊急の必要により、傷病者が発生した現場付近の者に対し、救急業務を要請したとき、当該現場付近の者は「救急業務協力者」に該当することとなります（消防法第35条の10第1項）。この場合における救急隊員は、救急隊を編成する消防職員だけと限定的に解釈する必要はなく、例えば、

- ① 消防機関において救急業務に係わる消防職員
- ② 救急指令に係わる際の指令業務担当員
- ③ 救急現場に出場した救急隊以外の消防職員

も救急隊員である、と考えられています。加えて、口頭指導員もこれらに含まれると解されています。

したがって、本件通信員は救急隊員に該当し、救急自動車の誘導は救急業務に必要な行為であると考えられることから、本件通報者には救急業務協力者としての補償の適用があります。